

I. 建築関係建設コンサルタントの業務についての事項

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 業務番号1 羽曳野市立総合スポーツセンター受水槽更新工事監理業務
 業務番号2 羽曳野市立高鷺南中学校受水槽更新工事監理業務
- (2) 業務場所 別紙入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 別紙入札説明書のとおり
- (4) 履行概要 別紙入札説明書のとおり
- (5) 支払方法 別紙入札要項のとおり
- (6) そ の 他 本件は、競争入札参加資格確認申請書及び入札書の提出等を羽曳野市電子入札システム（以下「システム」という。）を利用して行う電子入札案件である。
 （システム運用時間：土、日、祝日を除く平日9:00～17:00まで）
 本件の予定価格及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定による最低制限価格は、別紙入札説明書のとおりとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者で共同企業体以外の者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の令和7・8年度羽曳野市競争入札参加資格者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）登録業者であり、建築関係建設コンサルタント業務を希望している業者であること。（得意業務、希望順位は問わない。）
- (3) 府内業者「大阪府内に営業所（本店又は支店若しくはこれに準ずるもの。）」を有し、かつ、その営業所が有資格業者名簿に登録されていること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録されている1級建築士事務所であること。（契約を締結する建築士事務所が、大阪府知事の登録を受けていること）
- (5) 次に示す配置予定の有資格者と人員（従事予定技術者）を有する業者で対象業務に必要な下記有資格者を配置、管理するとともに、所定の業務期間内に履行できること。なお、従事予定技術者は建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）または、それに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有しており、落札候補者として提出する書類の提出期日時点において、自社にて必ず3カ月以上直接雇用していること。
 1級建築士：1名以上
- (6) 公告の日から様式2「競争入札参加資格確認申請書（電子入札参加用書類）」及び入札書（以下「入札書等」という。）受付締切の日までの間において、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中又は指名留保期間中でないこと、羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。
- (8) 電子署名法（平成12年法律第102号）に基づく電子認証カード（以下「ICカード」という。）を取得し本市の電子入札システム（以下「システム」という。）に接続可能な者であって、当該ICカードを使用し入札参加資格確認申請受付締切日までにシステム上で利用者登録手続を完了していること。

3. 入札の場所及び日時

(1) 入札書等は、システムによって提出すること。入札方法等の詳細については入札説明書によるものとする。

(2) 入札書等受付期間

令和8年7月28日（火）9:00 ～ 令和8年7月30日（木）12:00

（システム運用時間：土、日、祝日を除く平日9:00～17:00まで）

4. 入札の無効に関する事項

この公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに羽曳野市電子入札心得（申請入札同時方式）第11条の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、競争入札参加資格があると認められた者であっても、入札書等提出時から開札日までの間において、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止又は指名留保、羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除となった者、並びに建設業法に基づく行政処分を受けた者は、競争参加資格がないと認められる者に該当する。

5. 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所

羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所4階 羽曳野市総務部契約検査課

(2) 期間

令和8年7月9日（木）9:00 ～ 令和8年7月30日（木）12:00

（土、日、祝日を除く平日9:00～17:00まで）

6. 入札保証金に関する事項

入札保証金は羽曳野市財務規則（平成5年羽曳野市規則第24号）第118条の規定に該当する場合は免除する。ただし、落札者が、契約を締結しないときは違約金として契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む価格をいう。以下同じ。）の100分の3に相当する額を羽曳野市に支払わなければならない。

7. 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格

別紙入札説明書のとおり

8. 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書作成を要する。

9. 提出させるべき書類

別紙入札説明書のとおり

10. 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があったときに本契約が成立する旨

本業務の契約については、市議会の議決を要しない。

11. 入札について必要な事項

(1) 契約不適合責任期間 1年間 ※但し、故意又は重大な過失による場合は民法に定めるところによる。

(2) 支給材料 別紙入札要項のとおり

(3) 適用法令 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及び羽曳野市財務規則

(4) 契約条件

- 1) 契約保証金として契約金額の100分の13以上を納付すること。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の全部または一部を免除する。
- 2) 工事（一部業務）は、着手前、工事（業務）中、並びに完成時等の写真の撮影を厳守すること。
- 3) 工事（業務）の施工（履行）期間中は、安全管理に細心の注意を払うこと。
- 4) 工事（業務）現場付近の住民等と問題を起こさないように注意を払うこと。
- 5) 落札者は、第三者損害賠償保険等本市が求める保険に加入すること。

12. その他

(1) 重複落札制限について

同日に開札予定の羽曳野市と羽曳野市水道局が発注する建築関係建設コンサルタント業務がある場合には、その発注される建築関係建設コンサルタント業務は、重複して同一の者が複数業務を落札できないものとし、これらの業務のいずれか1件を落札した者は、その開札した時点で当該落札後に同業種の業務の入札に参加することはできない。この場合において、当該落札後に開札する本市等が発注する同業種の業務の入札に入札書を提出しているときは、システムに「無効」と表示する。

なお重複落札制限が対象となる案件の開札の順番については以下の通り本市等が発注する同業種の業務の予定価格が高い案件から順に開札する。

業務番号1 羽曳野市立総合スポーツセンター受水槽更新工事監理業務

業務番号2 羽曳野市立高鷺南中学校受水槽更新工事監理業務

(2) 次順位業者の取扱について

落札候補者の決定後に再確認の結果不適合となった場合において、次順位者が本来落札候補者となるが、次順位者が既に同日に開札する同業種の他の案件の落札候補者となっている場合は、その業者については「無効」とし、次の順位者を落札候補者とする。

(3) 入札書等提出後の指名停止等について

システムによる入札参加通知を受けた者であっても、入札書等提出時から契約日までの間において入札参加者、落札候補者及び落札者が次の各項目のいずれかに該当した場合は、入札参加資格を有しないものとし、事後審査において無効とする。無効となった場合、落札候補者又は落札者と契約を締結しないものとする

- 1) 建設業法第28条の規定による行政処分を受けた場合
- 2) 建設業法第29条の規定による許可取消処分を受けた場合
- 3) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合
- 4) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名留保の措置を受けた場合
- 5) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合

1)から5)の規定により契約を締結せず、又は契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、羽曳野市は、その責めを負わないものとする。

(4) 本業務の対象工事である7月9日公告の「工事番号6 羽曳野市立総合スポーツセンター受水槽更新工事」の工事入札不調時等の場合は、本業務の入札及び契約等の内容を見直す場合があります。

(5) その他

上記に掲げる事項のほか、入札について必要な事項は各案件の入札説明書及び入札要項に定める。

(6) 問合せ先

羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市総務部契約検査課 (羽曳野市役所4階)
電話 (072)958-1111 (内線3631)